

各論

第5章 介護保険事業の取組



第5章 介護保険事業の取組

1 介護保険サービスの概要

介護保険のサービスは、自宅を中心に受ける居宅サービス・地域密着型サービスと、施設に入所して受ける施設サービスがあります。また、サービスは、要介護1～5のかたに提供される介護給付、要支援1・2のかたに提供される予防給付に区分されます。

(1) 居宅サービス

居宅サービスには、自宅等に訪問してもらうサービスや施設に通うサービスなど、様々な種類のサービスがあります。

サービス名	概要
訪問介護	訪問介護員が居宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの身体介護や、調理、洗濯その他の日常生活上の援助などを行うサービスです。
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	移動入浴車で居宅を訪問し、特殊浴槽を居宅に持ち込んで入浴の介助を行い、身体の清潔保持や心身機能の維持を図るサービスです。
訪問看護 介護予防訪問看護	病状が安定期にある要介護者などの居宅を看護師などが訪問し、療養生活の支援や心身機能の維持・回復、または必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	病状が安定期にある要介護者などの居宅を理学療法士や作業療法士などが訪問し、その心身機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが通院困難な要介護者などの居宅を訪問し、療養生活の質の向上を図るため、療養の管理・指導を行うサービスです。
通所介護	介護保険施設やデイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消、心身の機能維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設・病院・診療所などに通い、心身機能の回復を図り、日常生活の自立を支援するために理学療法士・作業療法士などが必要なリハビリテーションを行うサービスです。
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴・排泄・食事などの日常生活の介護と機能訓練（レクリエーション）を行うサービスです。
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設などに短期間入所し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他の必要な医療、日常生活上の世話などを行うサービスです。

サービス名	概要
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等の特定施設の指定を受けた施設に入所し、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	車イスや介護ベッドなど福祉用具を貸与し、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するかたの負担の軽減を図るサービスです。
特定福祉用具購入費 特定介護予防福祉用具購入費	福祉用具のうち、衛生面や利用者の心理面から貸与になじまない用具の購入費の一部を支給するサービスです。
住宅改修費 介護予防住宅改修費	居宅において介護を受ける要介護者などが、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修に必要な費用の一部を支給するサービスです。
居宅介護支援 介護予防支援 (ケアマネジメント)	居宅サービスを適切に利用できるよう、本人や家族の希望などを受けて居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス確保のために事業者などとの連絡調整、施設への紹介などを行うサービスです。

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、利用者のニーズや地域の状況に合わせて、市が主体となって提供する介護サービスです。

サービス名	概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	中重度の要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて24時間、訪問介護員・看護師などが1日複数回定期的に、または通報を受けて随時居宅を訪問し、介護と看護を一体的に提供するサービスです。
夜間対応型訪問介護	24時間安心して自宅で生活できる体制を整備するため、夜間の定期的巡回による訪問介護と、通報による随時対応の訪問介護を組み合わせたサービスです。※市ではこのサービスは実施していません。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	比較的安定した状態にある認知症のかたが、できるだけ自宅で日常生活を営めるよう、認知症対応型デイサービスセンターなどで日常生活に必要な入浴・排泄・食事などの介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、随時、訪問や泊まりを組み合わせ、柔軟にサービスを提供し、在宅生活の継続を支援するサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	訪問看護と小規模多機能型居宅介護とを組み合わせ一体的に提供するサービスで、通いを中心に訪問や泊まり、訪問看護を柔軟に提供し、医療面においても在宅生活を支援するサービスです。
地域密着型通所介護	利用定員18人以下の小規模のデイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを行うことにより、社会的孤立感の解消、心身の機能維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症であるものの比較的安定した状態にある要介護者が、少人数で共同生活をする場で、家庭的な環境のもとで入浴・排泄・食事などの介護や機能訓練を行い、利用者に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が29人以下の小規模な特定施設入居者生活介護サービスです。利用実績はなく、施設整備計画もないことからサービス量は見込みません。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設サービスです。

(3) 施設サービス

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院があり、各施設では、要介護者の状況に合わせた様々なサービスが提供されます。施設サービスを利用できるのは、要介護の認定を受けたかたとなり、要支援のかたは利用できません。

サービス名	概要
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での介護が困難なかたが入所して、入浴・排泄・食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行うサービスです。※入所は原則、要介護3～5のかたとなります。
介護老人保健施設	病状が安定し自宅へ戻ることができるよう、リハビリテーションに重点を置いた医療ケアと介護が必要なかたが入所して、医学的管理下での介護、機能訓練などを行うサービスです。
介護医療院	慢性期の医療的ケアと介護を必要とするかたが入所して、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケアなどの医療サービスと、介護や機能訓練、日常生活上の世話などを行うサービスです。

2 第8期計画における介護保険給付の実績

第8期計画において、サービスごとの利用者数は増加傾向にあり、それに伴い、年間の給付費も増加傾向にあります。

(1) 居宅サービス利用者数の推移

◆介護サービス

月平均利用者数（人）

サービス名	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
訪問介護	890	938	1,004
訪問入浴介護	88	100	98
訪問看護	503	522	576
訪問リハビリテーション	109	105	114
居宅療養管理指導	1,136	1,205	1,273
通所介護	1,101	1,119	1,127
通所リハビリテーション	317	325	333
短期入所生活介護	127	140	154
短期入所療養介護	5	9	13
福祉用具貸与	1,879	1,915	1,918
特定福祉用具購入費	31	25	24
住宅改修費	23	20	17
特定施設入居者生活介護	277	290	303
居宅介護支援	2,543	2,599	2,600

※地域包括ケア「見える化」システムより算出（令和5年度は見込み値）。以下同様。

◆介護予防サービス

月平均利用者数（人）

サービス名	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護予防訪問看護	64	67	83
介護予防訪問リハビリテーション	13	19	20
介護予防居宅療養管理指導	64	66	83
介護予防通所リハビリテーション	42	67	105
介護予防短期入所生活介護	2	2	2
介護予防福祉用具貸与	448	477	508
特定介護予防福祉用具購入費	9	7	9
介護予防住宅改修費	12	13	16
介護予防特定施設入居者生活介護	15	14	25
介護予防支援	508	557	627

(2) 地域密着型サービス利用者数の推移

◆介護サービス

月平均利用者数(人)

サービス名	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	17	16	12
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	67	61	64
小規模多機能型居宅介護	154	149	132
看護小規模多機能型居宅介護	52	46	37
地域密着型通所介護	292	273	274
認知症対応型共同生活介護	114	120	136
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	26	28	26

◆介護予防サービス

月平均利用者数(人)

サービス名	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護予防認知症対応型通所介護	1	1	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	5	8	6
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0

(3) 施設サービス利用者数の推移

◆介護サービス

月平均利用者数(人)

サービス名	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護老人福祉施設	604	606	641
介護老人保健施設	202	207	218
介護療養型医療施設	8	7	2
介護医療院	5	6	6

(4) 居宅サービス年間給付費の推移

◆介護サービス

(千円)

サービス名	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
訪問介護	661,737	709,844	20,622
訪問入浴介護	58,547	65,445	63,534
訪問看護	254,042	264,643	286,789
訪問リハビリテーション	49,149	48,204	53,087
居宅療養管理指導	193,942	205,058	225,201
通所介護	1,131,801	1,152,651	1,145,926
通所リハビリテーション	223,484	232,698	245,778
短期入所生活介護	143,810	157,842	171,072
短期入所療養介護	5,943	8,595	12,764
福祉用具貸与	331,762	345,028	348,908
特定福祉用具購入費	10,209	9,822	10,024
住宅改修費	19,575	18,251	15,240
特定施設入居者生活介護	626,665	670,706	688,062
居宅介護支援	444,976	462,179	462,671

◆介護予防サービス

(千円)

サービス名	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護予防訪問看護	20,138	22,382	29,303
介護予防訪問リハビリテーション	5,604	7,590	8,753
介護予防居宅療養管理指導	8,531	8,668	10,949
介護予防通所リハビリテーション	18,759	27,224	42,601
介護予防短期入所生活介護	776	1,017	971
介護予防福祉用具貸与	33,333	35,220	38,158
特定介護予防福祉用具購入費	2,631	2,446	2,493
介護予防住宅改修費	10,985	12,640	17,369
介護予防特定施設入居者生活介護	14,221	13,507	19,005
介護予防支援	28,680	31,854	35,830

(5) 地域密着型サービス年間給付費の推移

◆介護サービス

(千円)

サービス名	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	32,696	30,374	20,622
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	91,115	83,952	81,585
小規模多機能型居宅介護	384,781	381,558	353,956
看護小規模多機能型居宅介護	194,760	176,808	135,892
地域密着型通所介護	225,873	217,265	217,246
認知症対応型共同生活介護	350,419	375,790	428,702
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	89,187	92,565	82,656

◆介護予防サービス

(千円)

サービス名	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護予防認知症対応型通所介護	713	381	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,767	6,109	4,690
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0

(6) 施設サービス年間給付費の推移

◆介護サービス

(千円)

サービス名	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護老人福祉施設	1,909,232	1,958,947	2,043,163
介護老人保健施設	766,334	795,622	838,994
介護療養型医療施設※	36,980	31,643	9,229
介護医療院	21,968	27,754	24,693

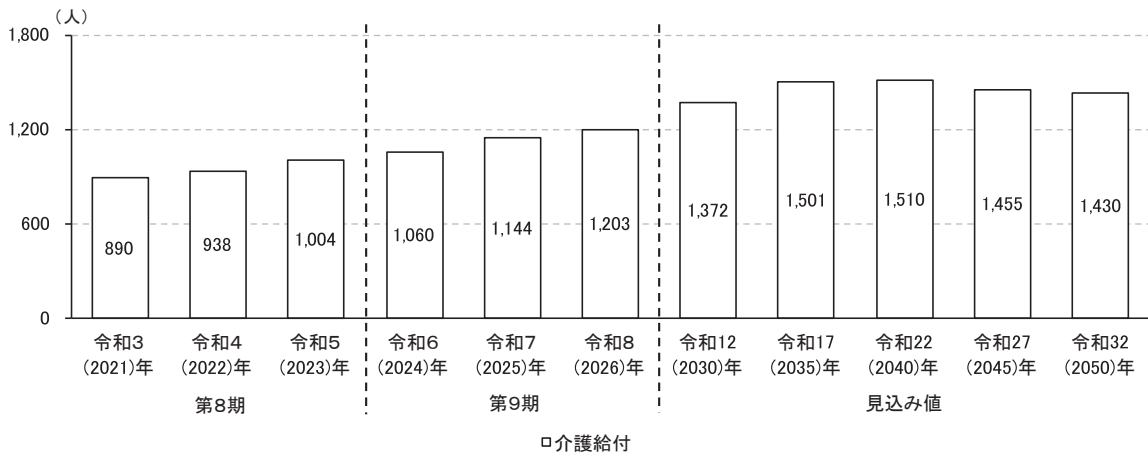
※介護療養型医療施設は、令和5年度末で廃止になります。

3 サービス利用者数の見込み

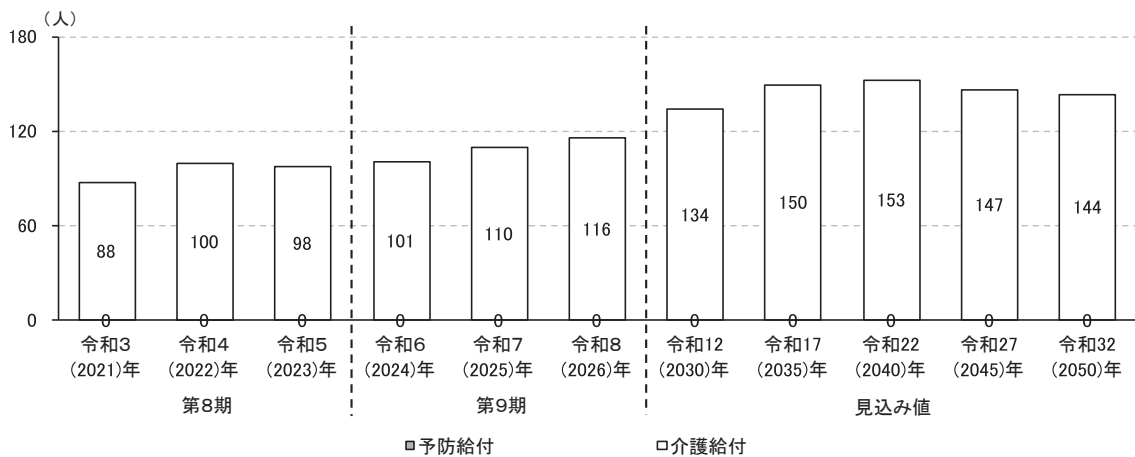
本市のこれまでの利用実績や今後の要介護認定者数の見込み、サービス受給者数等をもとに、サービス種類ごとの推計にくわえ、在宅医療・介護の需要拡大による介護サービスの必要量も見込みました。また、介護離職防止の観点から、介護をしている家族等の就労継続や負担軽減の必要性も踏まえることが重要となっており、そのために必要な介護サービス量も見込んでいます。

(1) 居宅サービス

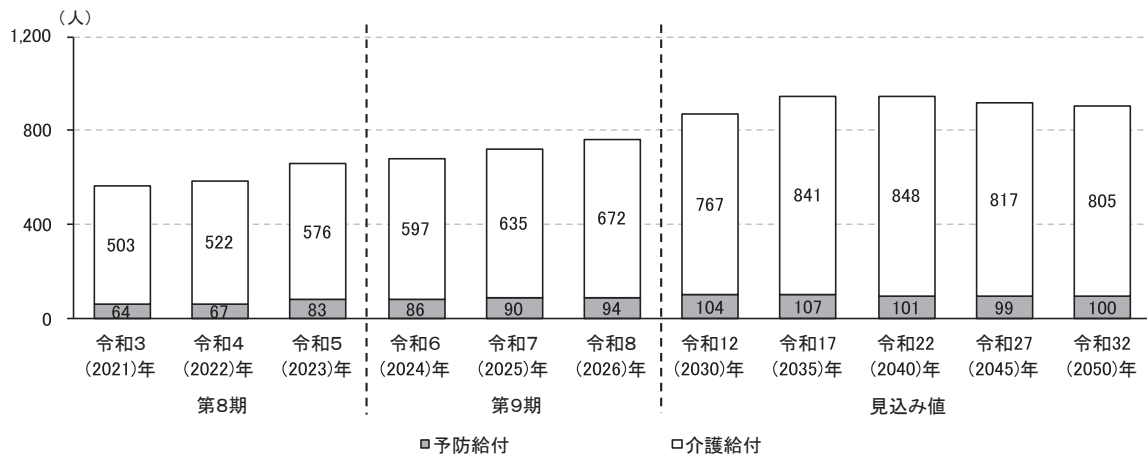
① 訪問介護



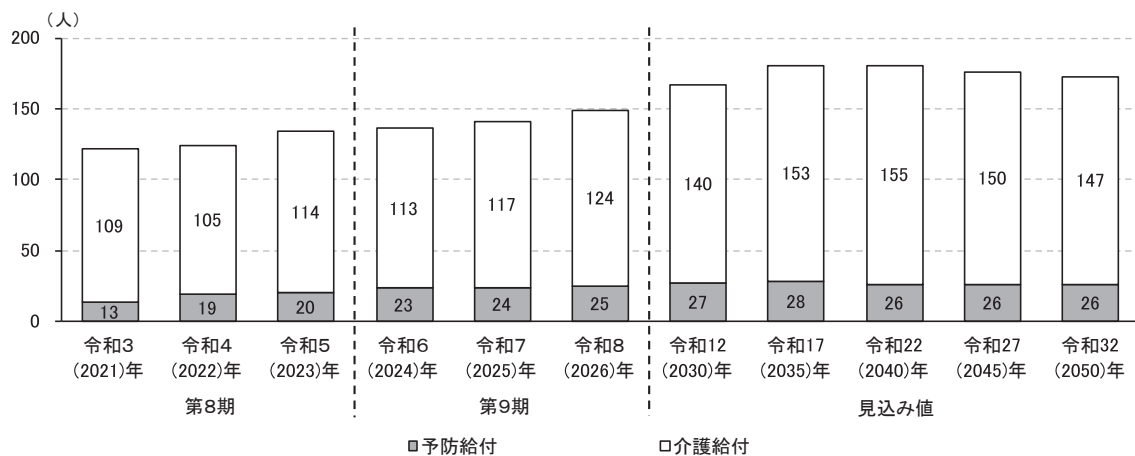
② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護



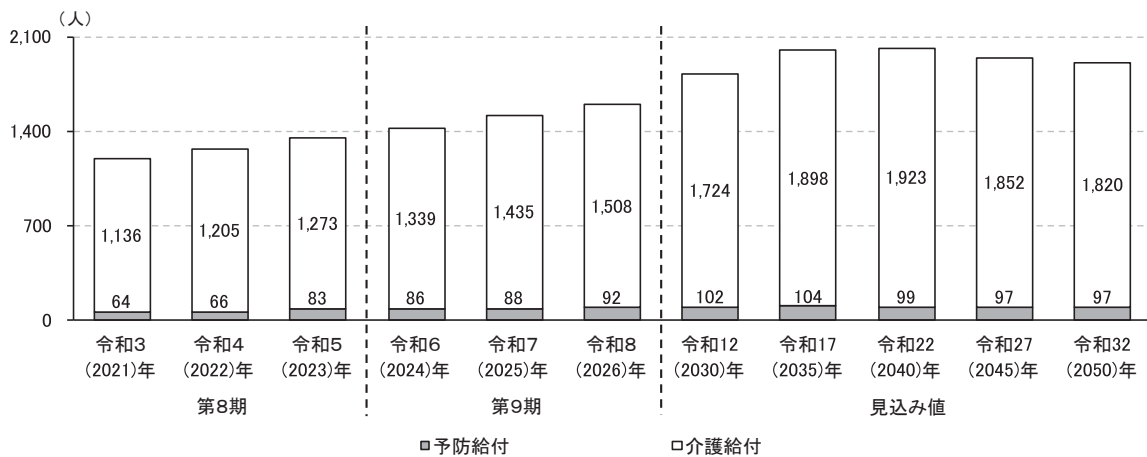
③ 訪問看護・介護予防訪問看護



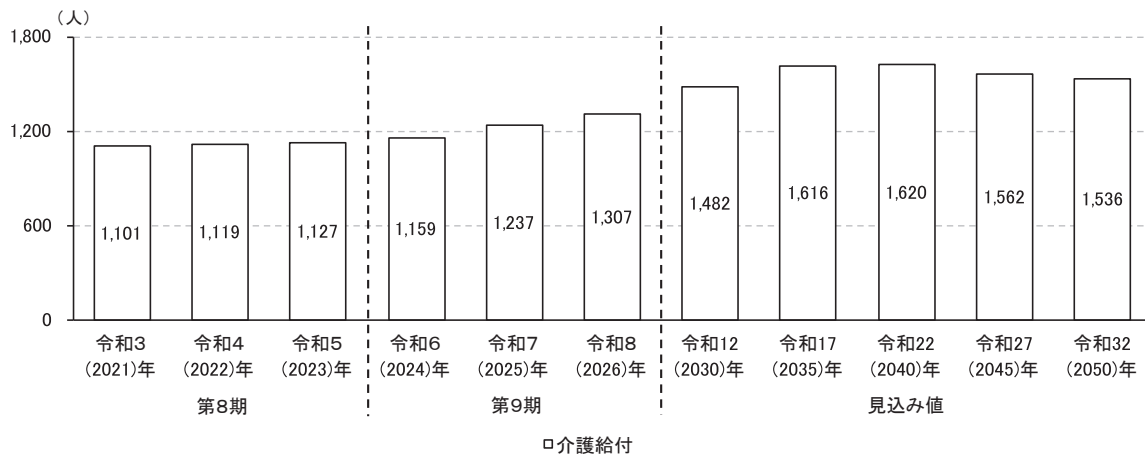
④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション



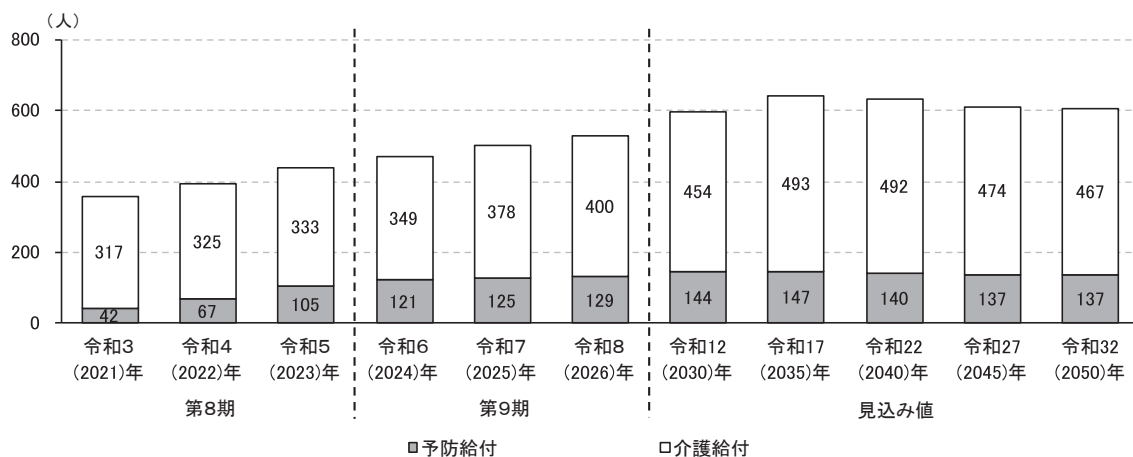
⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導



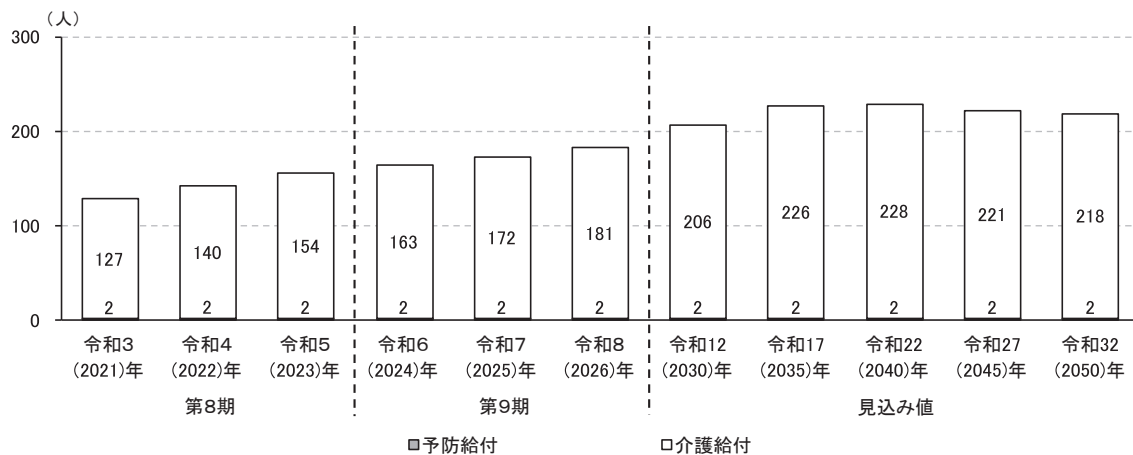
⑥ 通所介護



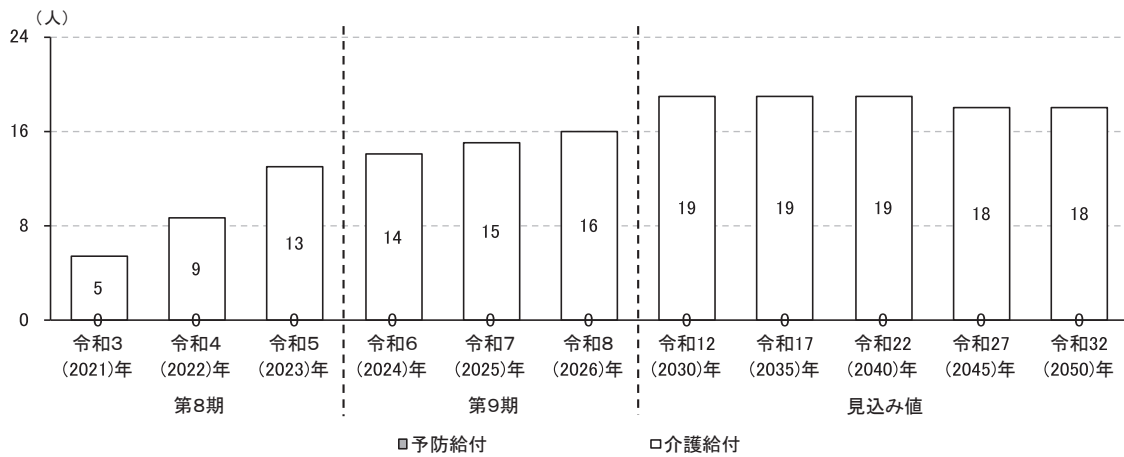
⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション



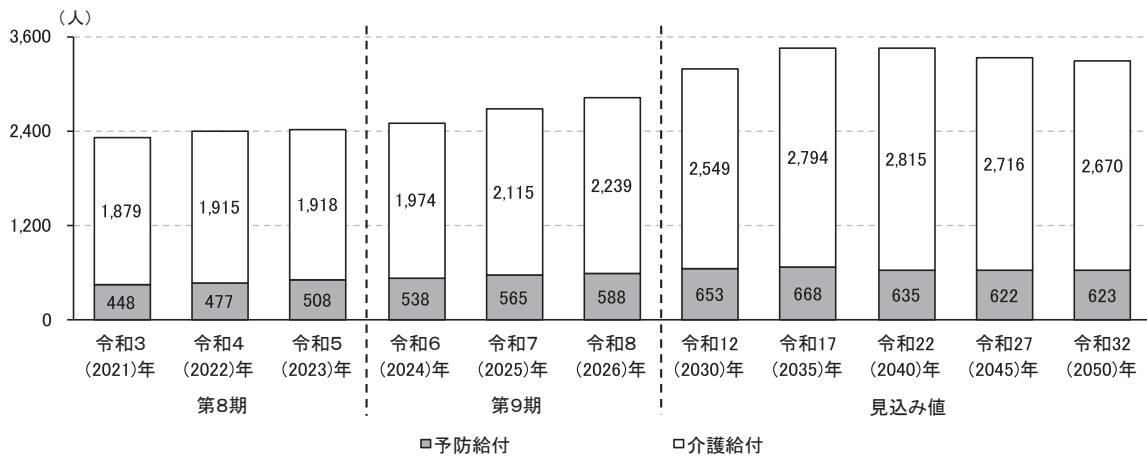
⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護



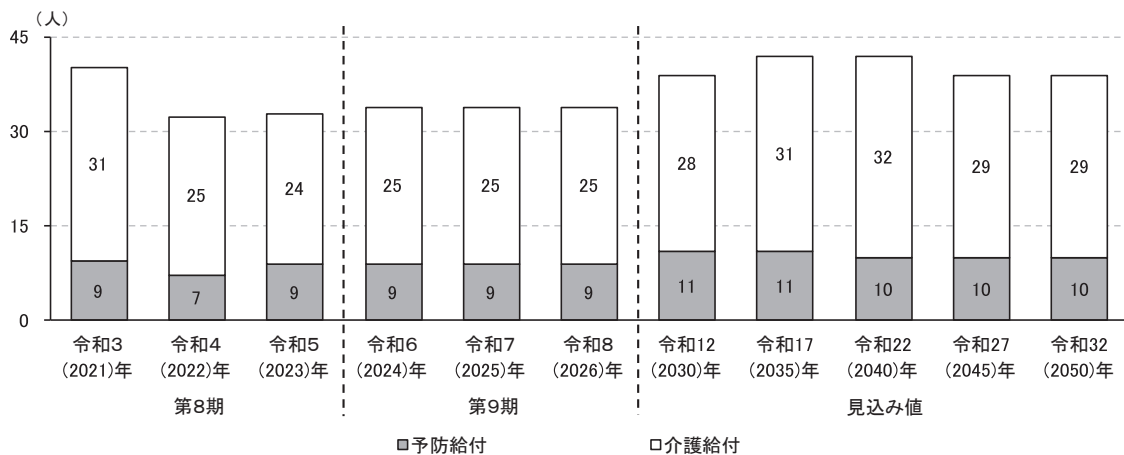
⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護



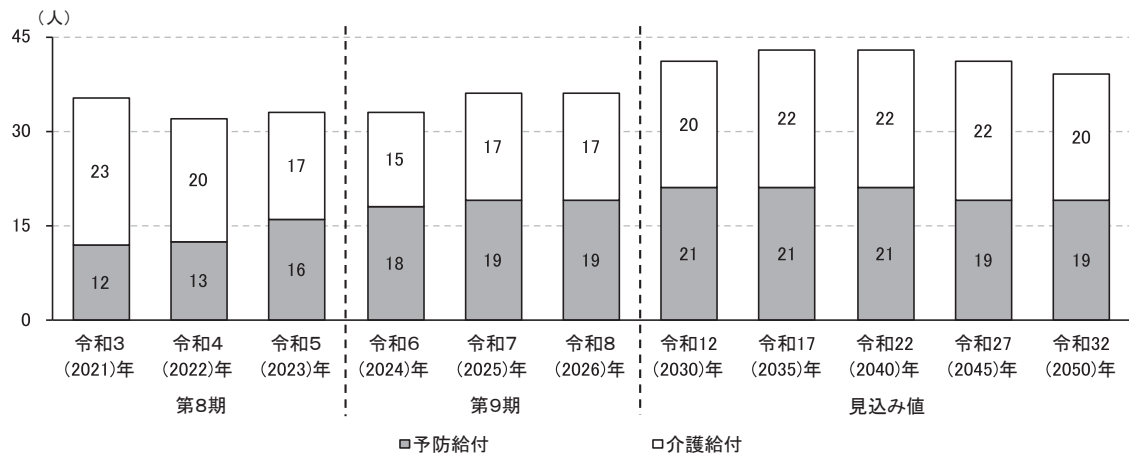
⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与



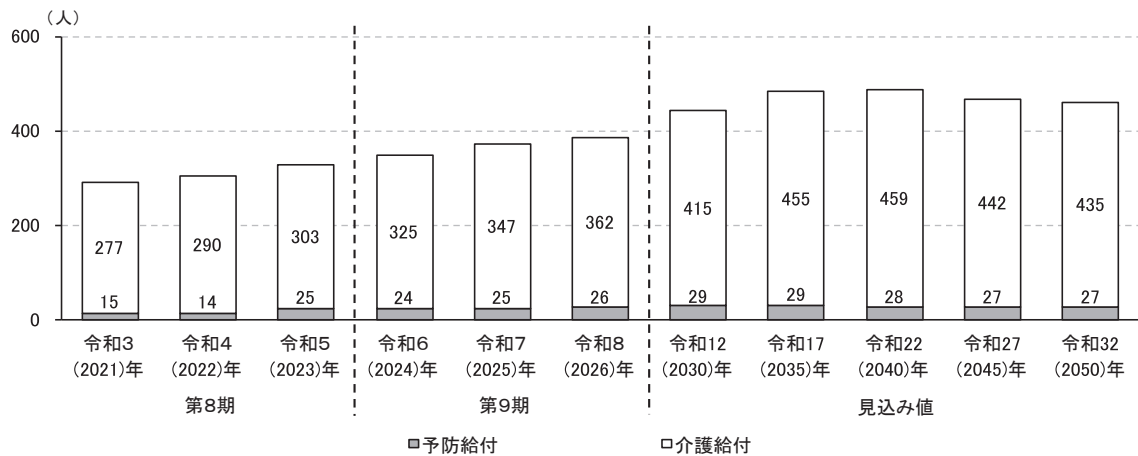
⑪ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費



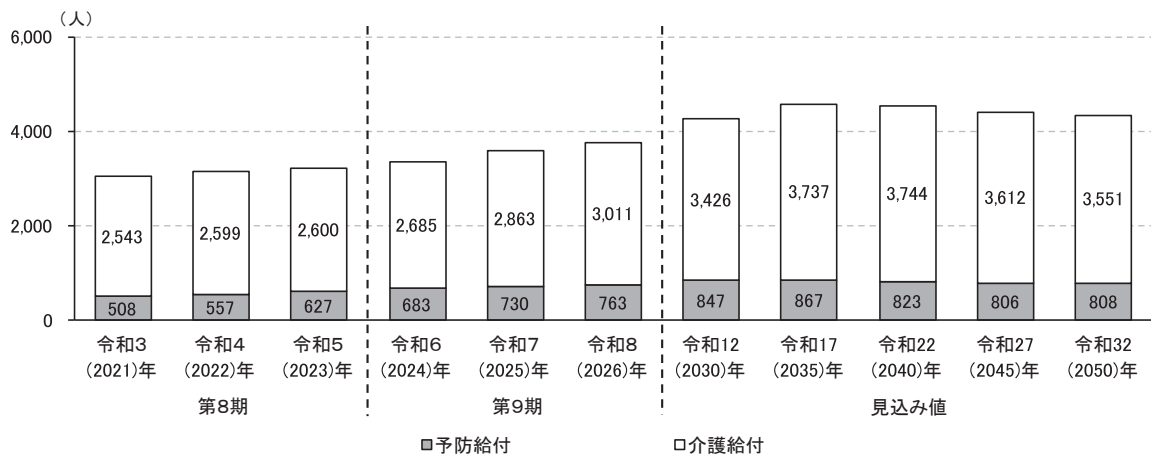
⑫ 住宅改修費・介護予防住宅改修費



⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

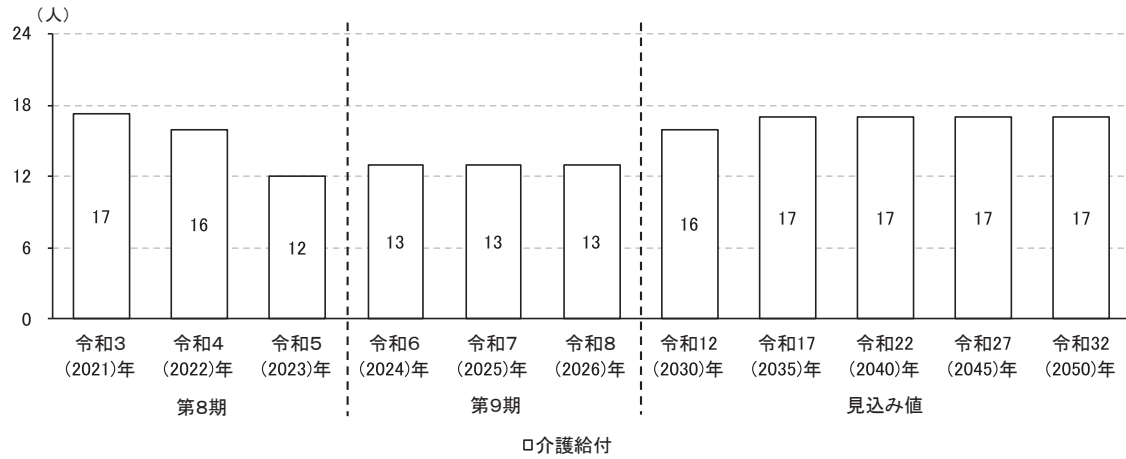


⑭ 居宅介護支援・介護予防支援



(2) 地域密着型サービス

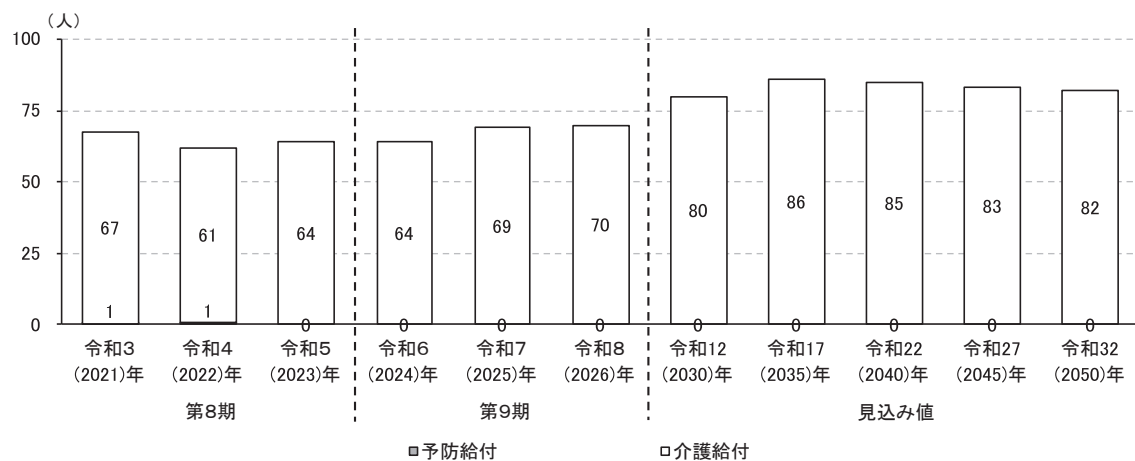
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護



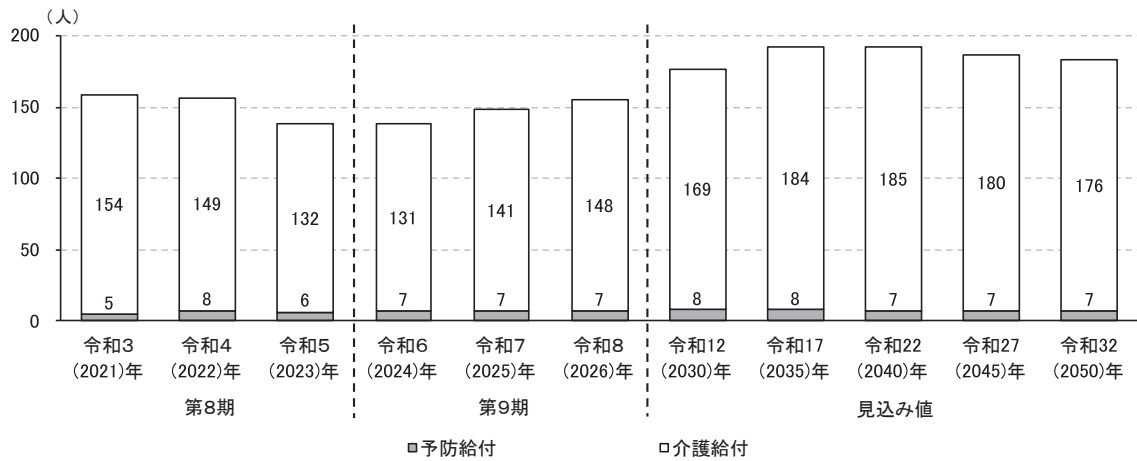
② 夜間対応型訪問介護

現在、市内に本サービス提供事業所はなく、利用実績や整備計画もないことからサービス量は見込みません。

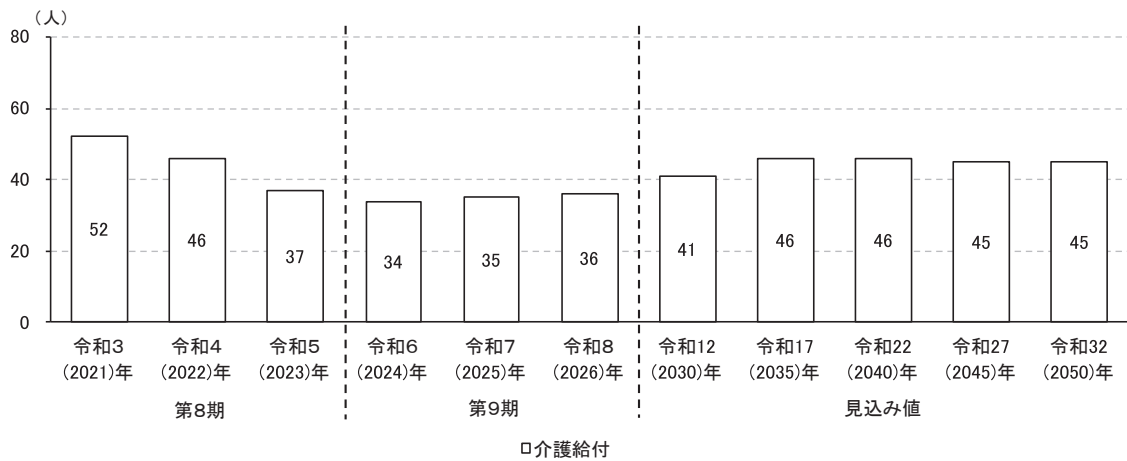
③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護



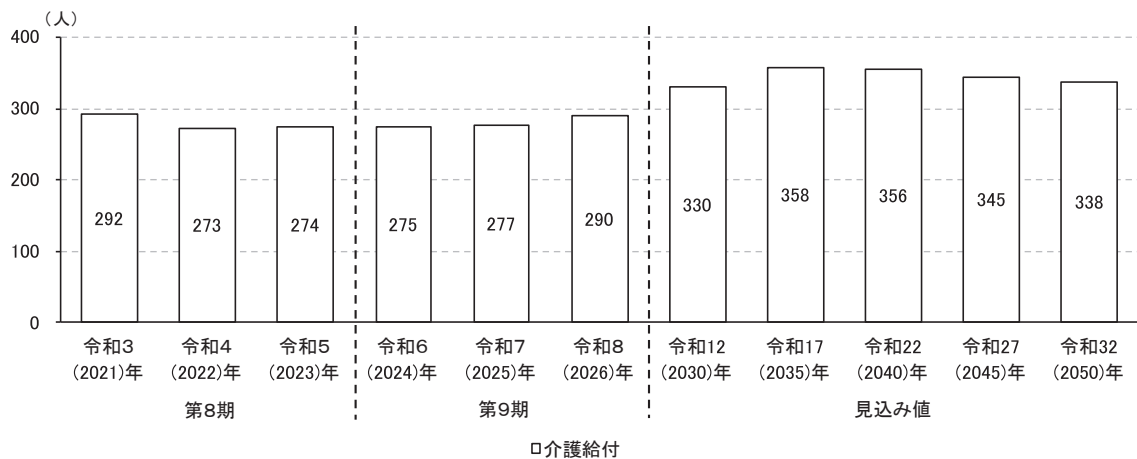
④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護



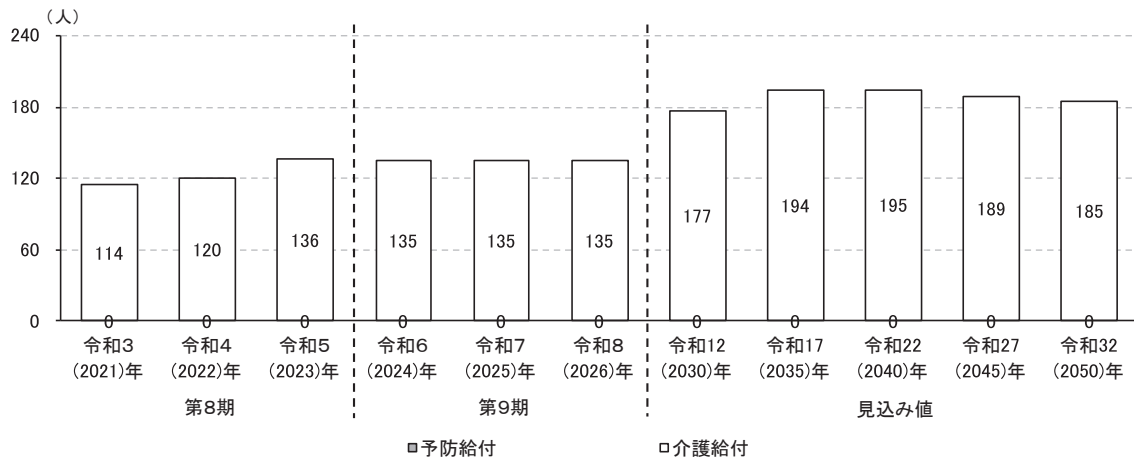
⑤ 看護小規模多機能型居宅介護



⑥ 地域密着型通所介護



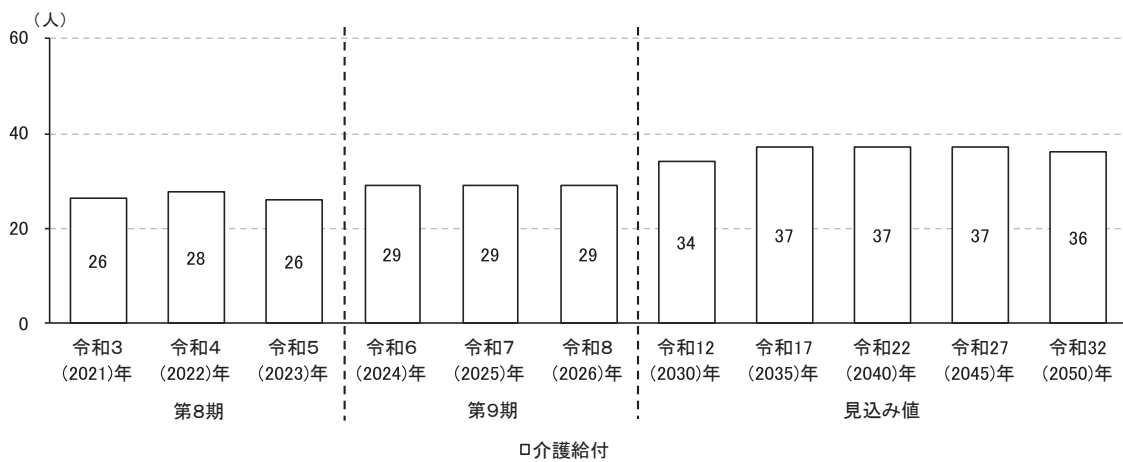
⑦ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護



⑧ 地域密着型特定施設入居者生活介護

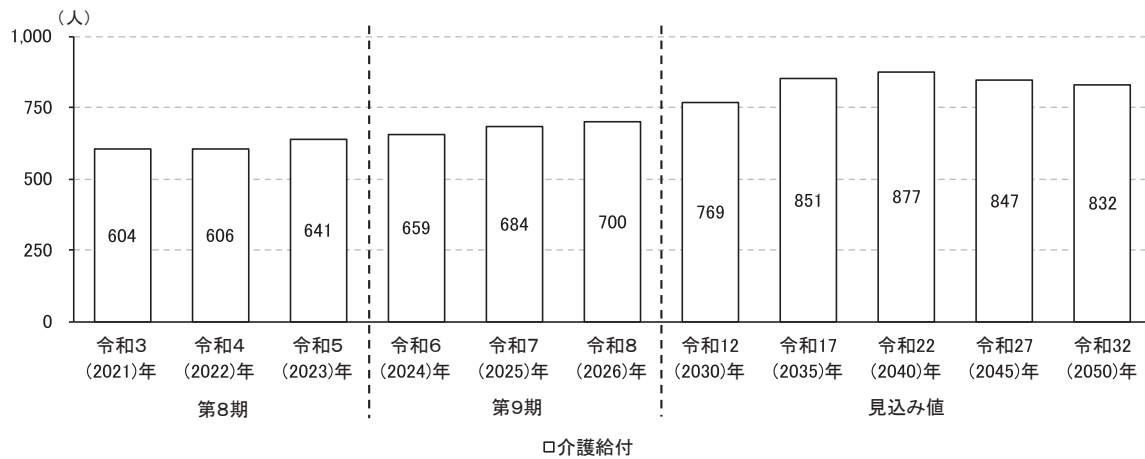
現在、市内に本サービス提供事業所はなく、利用実績や整備計画もないことからサービス量は見込みません。

⑨ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

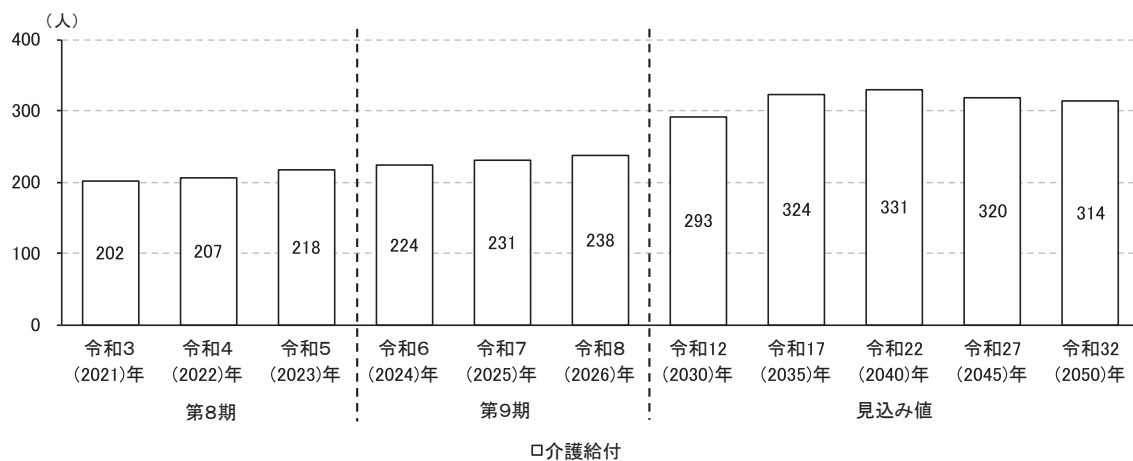


(3) 施設サービス

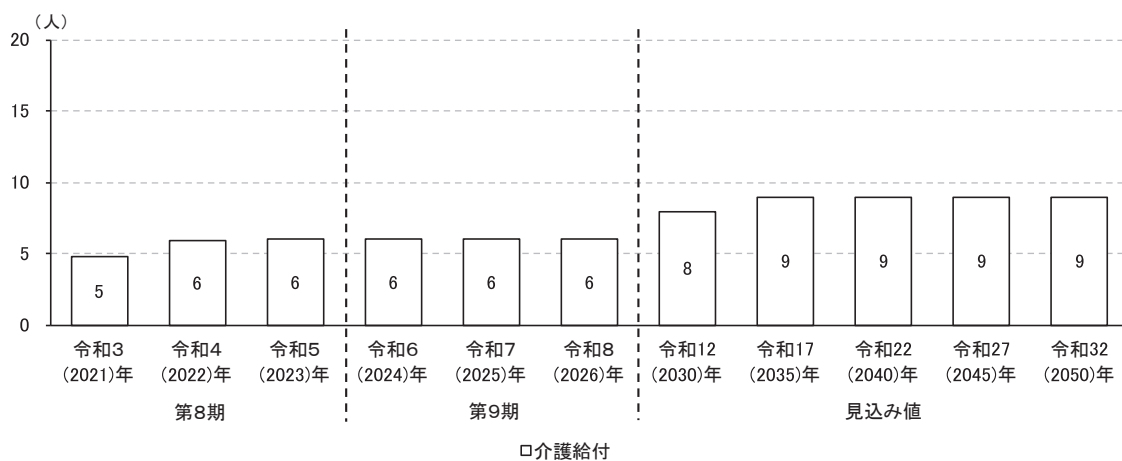
① 介護老人福祉施設



② 介護老人保健施設



③ 介護医療院



4 地域密着型サービス・施設サービスの基盤整備

(1) 地域密着型サービスの基盤整備

第9期計画に整備するサービスは、各サービスの利用者数の推移や地域の状況などを考慮して計画します。特に、在宅生活の支援に有効とされる定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護の維持、普及を図ります。

事業名	項目	第8期末の 整備数	第9期の 整備計画数	第9期終了時の 整備計画数
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	施設数	1		1
	定員数	35		35
認知症対応型通所介護	施設数	3		3
	定員数	34		34
(看護)小規模多機能 型居宅介護	施設数	9	2	11
	定員数	240	58	298
認知症対応型共同生活 介護	施設数	8		8
	定員数	135		135
地域密着型特別養護 老人ホーム	施設数	1		1
	定員数	29		29
地域密着型通所介護	施設数	10		10
	定員数	112		112

(2) 施設サービスの基盤整備

第8期計画末の市内の施設の整備状況は、特別養護老人ホームが7施設で定員が684名、介護老人保健施設は1施設で定員が200名となっています。

事業名	項目	第8期末の 整備数	第9期の 整備計画数	第9期終了時の 整備計画数
特別養護老人ホーム	施設数	7		7
	定員数	684	※35	719
介護老人保健施設	施設数	1		1
	定員数	200		200

※第8期計画未達成分

5 計画期間における給付費等の見込み

第9期計画期間の給付費の見込みは、以下のとおりです。

(1) 総給付費の見込み

第9期計画における介護サービスと介護予防サービスの給付費の合計である総給付費の見込みは以下のとおりです。

①総給付費の見込み

◆総給付費

(千円)

サービス名	第9期計画			【参考】 令和22 (2040)年度	
	合計	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		令和8 (2026)年度
介護サービス	29,514,813	9,349,423	9,875,853	10,289,537	13,209,248
居宅サービス	14,237,489	4,435,772	4,764,445	5,037,272	6,403,982
特定福祉用具購入費	31,311	10,433	10,439	10,439	13,397
住宅改修費	44,017	13,537	15,240	15,240	20,090
居宅介護支援	1,545,907	483,936	517,304	544,667	680,429
地域密着型サービス	4,161,421	1,343,151	1,392,247	1,426,023	1,880,462
施設サービス	9,494,668	3,062,594	3,176,178	3,255,896	4,210,888
介護予防サービス	727,187	231,466	243,523	252,198	272,219
介護予防サービス	514,617	163,904	171,977	178,736	192,854
特定介護予防福祉用具 購入費	7,479	2,493	2,493	2,493	2,776
介護予防住宅改修費	61,718	19,772	20,973	20,973	23,111
介護予防支援	126,202	39,578	42,354	44,270	47,752
地域密着型介護予防 サービス	17,171	5,719	5,726	5,726	5,726
総給付費(計)	30,242,000	9,580,889	10,119,376	10,541,735	13,481,467

※ 四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。(以下、同様)

②居宅サービス

◆介護サービス

(千円)

サービス名	第9期計画			【参考】 令和22 (2040)年度	
	合計	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		令和8 (2026)年度
訪問介護	2,963,431	915,185	994,288	1,053,958	1,357,777
訪問入浴介護	218,577	67,514	73,569	77,494	101,737
訪問看護	999,715	313,841	333,898	351,976	448,747
訪問リハビリテーション	186,995	59,824	61,726	65,445	81,125
居宅療養管理指導	769,512	240,328	258,018	271,166	345,854
通所介護	4,008,697	1,247,819	1,337,408	1,423,470	1,791,550
通所リハビリテーション	882,889	270,698	297,000	315,191	388,791
短期入所生活介護	557,340	175,710	185,465	196,165	251,928
短期入所療養介護	25,629	7,872	8,722	9,035	10,913
福祉用具貸与	1,144,728	356,909	382,314	405,505	517,565
特定福祉用具購入費	31,311	10,433	10,439	10,439	13,397
住宅改修費	44,017	13,537	15,240	15,240	20,090
特定施設入居者生活介護	2,479,976	780,072	832,037	867,867	1,107,995
居宅介護支援	1,545,907	483,936	517,304	544,667	680,429
介護サービス(計)	15,858,724	4,943,678	5,307,428	5,607,618	7,117,898

◆介護予防サービス

(千円)

サービス名	第9期計画			【参考】 令和22 (2040)年度	
	合計	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		令和8 (2026)年度
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	101,356	31,606	34,090	35,660	38,351
介護予防訪問リハビリテーション	31,113	9,818	10,430	10,865	11,379
介護予防居宅療養管理指導	35,572	11,495	11,771	12,306	13,244
介護予防通所リハビリテーション	153,353	49,483	51,055	52,815	57,342
介護予防短期入所生活介護	2,994	1,022	986	986	986
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	126,245	40,183	42,160	43,902	47,471
特定介護予防福祉用具購入費	7,479	2,493	2,493	2,493	2,776
介護予防住宅改修費	61,718	19,772	20,973	20,973	23,111
介護予防特定施設入居者生活介護	63,984	20,297	21,485	22,202	24,081
介護予防支援	126,202	39,578	42,354	44,270	47,752
介護予防サービス(計)	710,016	225,747	237,797	246,472	266,493

③地域密着型サービス

◆介護サービス

(千円)

サービス名	第9期計画			【参考】 令和22 (2040)年度	
	合計	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		令和8 (2026)年度
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	67,511	22,485	22,513	22,513	29,745
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	267,506	82,767	91,801	92,938	114,374
小規模多機能型居宅介護	1,163,266	359,681	392,433	411,152	522,849
看護小規模多機能型居宅介護	390,658	126,043	130,757	133,858	171,986
地域密着型通所介護	696,029	227,134	229,038	239,857	297,948
認知症対応型共同生活介護	1,281,729	426,883	427,423	427,423	617,413
地域密着型特定施設入居者 生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	294,722	98,158	98,282	98,282	126,147
介護サービス（計）	4,161,421	1,343,151	1,392,247	1,426,023	1,880,462

◆介護予防サービス

(千円)

サービス名	第9期計画			【参考】 令和22 (2040)年度	
	合計	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		令和8 (2026)年度
介護予防認知症対応型通所 介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居 宅介護	17,171	5,719	5,726	5,726	5,726
介護予防認知症対応型共同 生活介護	0	0	0	0	0
介護予防サービス（計）	17,171	5,719	5,726	5,726	5,726

④施設サービス

◆介護サービス

(千円)

サービス名	第9期計画			【参考】 令和22 (2040)年度	
	合計	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		令和8 (2026)年度
介護老人福祉施設	6,696,352	2,157,922	2,243,272	2,295,158	2,865,618
介護老人保健施設	2,705,403	873,727	901,922	929,754	1,298,794
介護医療院	92,913	30,945	30,984	30,984	46,476
施設サービス（計）	9,494,668	3,062,594	3,176,178	3,255,896	4,210,888

(2) 標準給付費の見込み

総給付費にその他給付費を加えた標準給付費の見込みは以下のとおりです。

(千円)

サービス名	合計	第9期計画			【参考】 令和22 (2040)年度
		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	
標準給付費(計)	32,108,526	10,133,542	10,710,709	11,264,275	14,228,380
総給付費	30,342,000	9,580,889	10,119,376	10,641,735	13,481,467
特定入所者介護サービス費等給付額	787,571	249,528	263,401	274,643	363,691
高額介護サービス費等給付	849,182	261,749	284,562	302,872	328,870
高額医療合算介護サービス費等給付額	108,211	34,497	36,165	37,549	45,448
算定対象審査支払手数料	21,562	6,879	7,206	7,477	8,905

(3) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業とは、高齢者が要介護（要支援）状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として実施する事業です。事業内容としては、平成29年4月から開始された介護予防・日常生活支援総合事業のほか、地域包括支援センターの運営等に係る包括的支援事業、その他高齢者の日常生活を支援するための任意事業があります。「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」は、それぞれ事業ごとに定められた上限額の範囲内で見込むこととされています。第9期計画における地域支援事業費の見込みは以下のとおりです。

(千円)

サービス名	合計	第9期計画			【参考】 令和22 (2040)年度
		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	
地域支援事業費	2,039,570	635,983	679,514	724,073	576,893
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,105,688	350,135	369,196	386,357	308,882
包括的支援事業・任意事業費	791,032	244,724	263,195	283,113	226,707
包括的支援事業・社会保障充実分	142,850	41,124	47,123	54,603	41,304

6 第1号被保険者の保険料設定

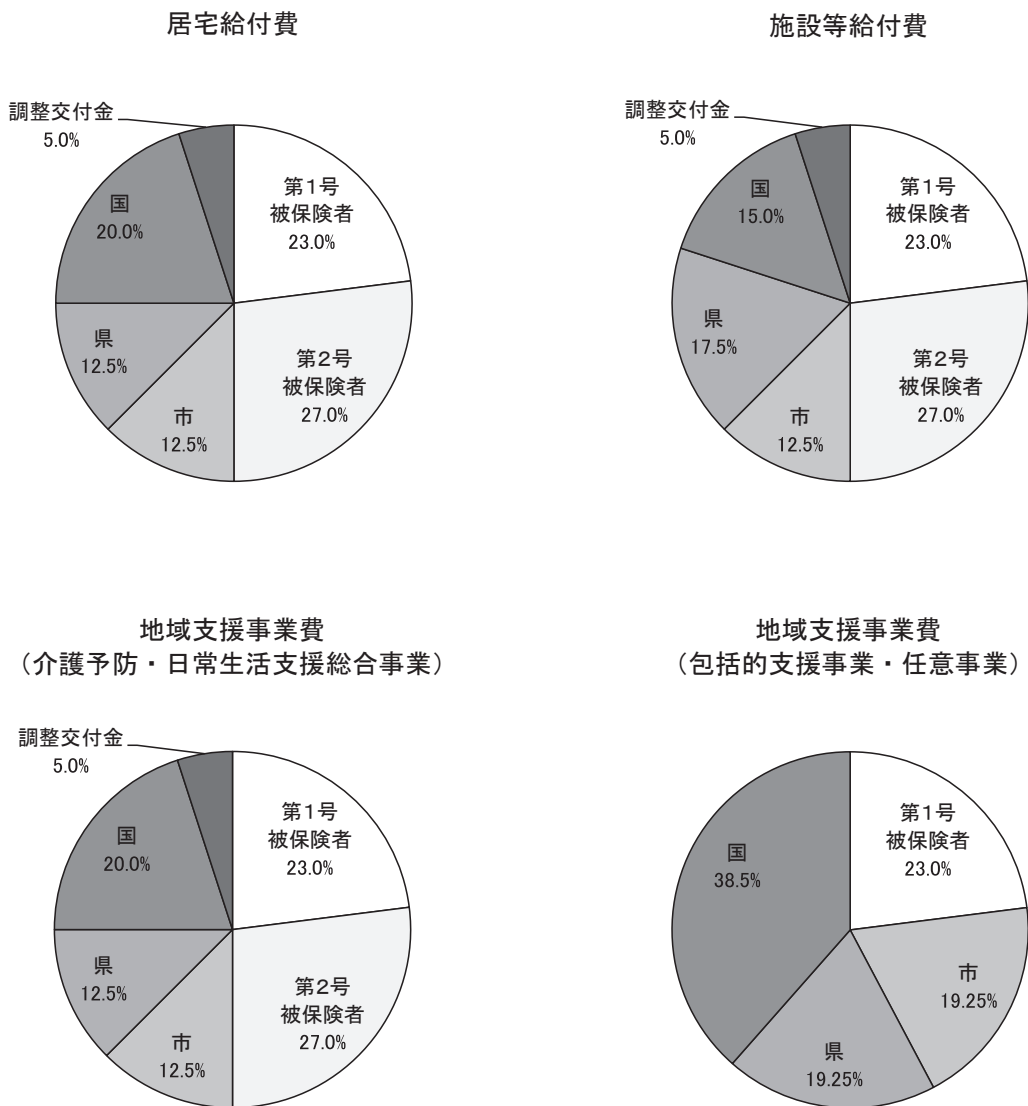
第9期計画における改正を踏まえて、第1号被保険者の保険料を算出しました。

算出にあたっては、被保険者の負担能力に応じた保険料額とするため、保険料段階を多段階化します。

(1) 第9期計画における費用負担の構成

保険料の負担割合は第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の全国の人口割合により決定されます。第8期計画では、第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者が27%でしたが、第9期計画においても、引き続き同じ割合となります。

◆介護保険料の負担割合



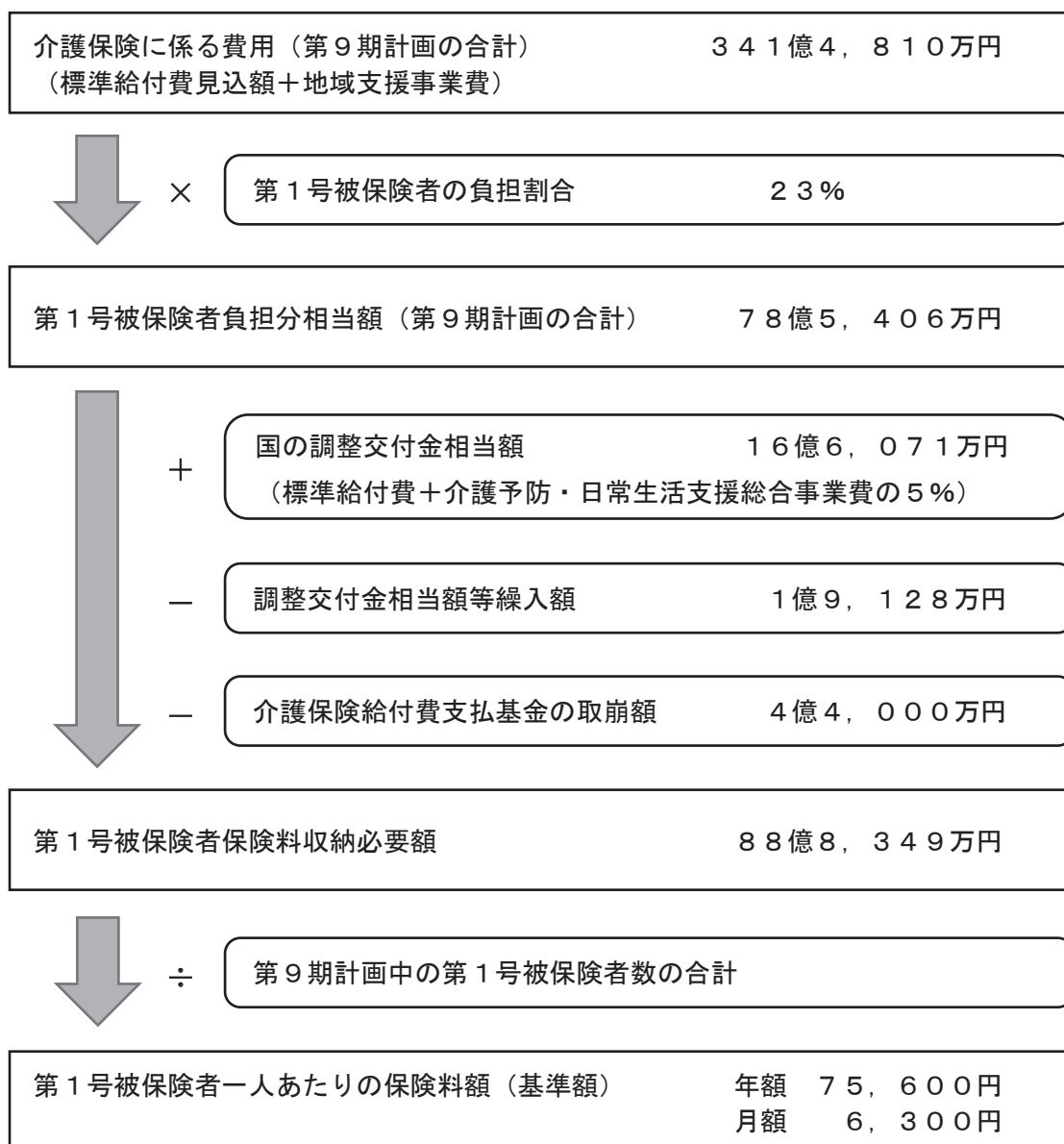
(2) 第1号被保険者の介護保険料の設定

介護保険に係る費用（標準給付費と地域支援事業費）の見込みから、第9期計画に必要となる第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の保険料の総額である「保険料収納必要額」は、88億8,349万円と見込みます。

また、第9期計画の第1号被保険者の基準額である所得段階第5段階の介護保険料は、年額75,600円（月額6,300円）とします。

第1号被保険者の保険料は、以下のようなフローで算出しています。

◆第1号被保険者の保険料の算出フロー



第9期計画における第1号被保険者の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料 (月額)
第1段階	・生活保護受給者のかた ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税のかた ・住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	基準額 ×0.285	21,540円 (1,795円)
第2段階	・住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下のかた	基準額 ×0.435	32,880円 (2,740円)
第3段階	・住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超のかた	基準額 ×0.685	51,780円 (4,315円)
第4段階	・本人は住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいるかたで、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	基準額 ×0.9	68,040円 (5,670円)
第5段階	・本人は住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいるかたで、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超のかた	基準額 ×1.0	75,600円 (6,300円)
第6段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満のかた	基準額 ×1.2	90,720円 (7,560円)
第7段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満のかた	基準額 ×1.3	98,280円 (8,190円)
第8段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満のかた	基準額 ×1.5	113,400円 (9,450円)
第9段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満のかた	基準額 ×1.7	128,520円 (10,710円)
第10段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満のかた	基準額 ×1.9	143,640円 (11,970円)
第11段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満のかた	基準額 ×2.1	158,760円 (13,230円)
第12段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満のかた	基準額 ×2.3	173,880円 (14,490円)
第13段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上820万円未満のかた	基準額 ×2.4	181,440円 (15,120円)
第14段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が820万円以上1,000万円未満のかた	基準額 ×2.5	189,000円 (15,750円)
第15段階	・本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上のかた	基準額 ×2.6	196,560円 (16,380円)

7 介護保険事業の円滑な提供

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

将来的な人口動態によるサービス需要の見込みや、生産年齢人口の動向を踏まえ、中長期的な視点に立って、施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせて介護サービス基盤を整備していくことを目指します。

在宅での医療・介護の連携については、高齢者単身世帯や85歳以上人口が増加する中、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加が予想されることから、医師会をはじめ地域の関係機関との連携体制を強化するなど、医療・介護の連携を更に強化していきます。

在宅サービスについては、単身・独居や高齢者のみ世帯の増加、介護ニーズの多様化・増大に備え、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上、家族負担の軽減を図るため、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備に取り組みます。

(2) 介護保険制度の普及啓発及び情報提供

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために、市民の理解及び協力を得ることが不可欠なことから、窓口におけるチラシ・パンフレット類の設置や、広報誌・ホームページなどへの掲載を通じ、介護保険制度の趣旨普及を図るとともに、介護離職を防止するための諸制度を含めた情報の提供を行います。

災害や感染症発生時には、国・県等の通知に基づき、事業所に対する介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などの臨時的措置について、介護事業所等へ最新、適切な情報を提供する体制の構築に努めます。

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上

厚生労働省によると、第8期介護保険事業計画の介護サービス見込量等に基づいて都道府県が推計した介護人材の需要は、令和7（2025）年度末には全国で約243万人（埼玉県は約11万5千人）必要とされており、令和元（2019）年度比で約32万人（埼玉県は約2万1千人）の介護人材を新たに確保する必要があります。生産年齢人口の急減で介護人材の確保が一段と厳しくなることが想定されるなか、介護人材を確保するための総合的な取組を実施していく必要があります。

また、将来にわたって安定的な介護サービスの提供体制を確保していく観点から、介護現場の生産性向上の取組を一層推進していきます。

<具体的な取り組みの例>

- ① 介護分野への元気高齢者等参入の促進、介護人材と介護現場の円滑なマッチングの推進（埼玉県介護職員雇用促進事業との連携）
- ② 介護従事者のメンタルヘルスの向上、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- ③ 県の事業と連携した介護ロボット、ICT（Information and Communication

Technology/情報技術通信)の導入等の支援

- ④ 文書負担軽減に向けた取組(標準様式例の仕様への統一化、「電子申請・届出システム」利用の推進)
- ⑤ 介護従事者の資質向上のための研修の実施等による人材育成支援

(4) 介護認定事務の効率化・体制の強化

要介護認定を受ける高齢者の増加が見込まれる中、より適切なサービスを提供する観点から、要介護認定を速やか、かつ適正に実施することが求められます。

そのため、国の通知に基づいた介護認定審査会の簡素化の実施を引き続き進めるとともに、ICT等の活用により認定事務の業務効率化を検討していきます。

また、申請から認定までの期間短縮に向けて、要介護認定調査受託事業所の確保や外部委託の活用を引き続き図ります。

(5) 介護給付費の適正化

介護保険制度の健全な運営には、介護給付を必要とする利用者を適切に認定した上で、利用者が真に必要なとするサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことが重要です。「地域包括ケアシステム」のさらなる推進においても、介護給付費の適正化を推進していくことが求められています。

国では、介護給付適正化の取組を推進する観点から、給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、従来の主要5事業を3事業に統廃合することで取組の重点化を図り、実施率100%を目指すとしています。そのため、本市で実施する具体的な事業の内容及びその実施方法を定めることにより、介護給付費適正化事業の推進を図ります。

①要介護認定の適正化

【事業内容】

認定調査における介護の必要性を判断するための基準に則し、適正かつ公平な要介護認定の確保に向けた取組を実施します。また、認定審査会における地域格差等を全国の自治体と比較分析し、認定審査の平準化を図ります。

【実施内容・方法】

認定調査票及び意見書の精査、審査会委員及び認定調査員への研修支援

②ケアプランの点検／住宅改修等の点検／福祉用具購入・貸与調査

【事業内容】

国保連合会の帳票を活用した点検を重点的に実施し、点検方法の改善を進めながら、適正な給付の実現を図ります。また、県が実施する研修等を通じて、ケアマネジャーの支援を行い、ケアマネジメントの適正化を推進します。

【実施内容・方法】

提出されたケアプランの内容審査及び事業所の聞き取り調査の実施
住宅改修等の申請書類の内容審査及び現地調査の実施

③医療情報との突合・縦覧点検**【事業内容】**

複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行います。また、国保連システムを活用して、医療保険と介護保険の給付情報の突合、確認等を行い、介護給付サービスの整合性を図ります。実施にあたっては、費用対効果が期待される帳票を優先して点検を行います。

【実施内容・方法】

帳票をもとに疑義のある請求の審査及び事業所の聞き取り

(6) 災害・感染症に対する体制整備

自然災害時に介護サービス事業者に求められる役割は、サービスの継続、利用者の安全確保、職員の安全確保、地域への貢献の4点です。災害発生後に業務を中断させないためには、事前の準備に加え、中断した場合にも実施すべき優先業務を検討して業務継続計画（Business Continuity Plan, BCP）としてとりまとめる必要があります。令和6年よりBCPの作成、研修・訓練の実施等が義務化されたことから、効果的な計画策定を支援するとともに、日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況を確認します。

また、新型コロナウイルス感染症等感染症が発生し、通常業務の実施が困難な状況になった場合に備えたBCPの策定も同様とします。なお、感染症流行の影響は不確実性が高いため、正確な情報の収集と的確な判断が必要となること、業務継続の主な課題は感染症拡大時の職員の確保であることに留意し、的確な情報提供や代替サービスの確保に向けた連携体制の構築に取り組みます。